

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年11月11日(2024.11.11)

【公開番号】特開2023-171426(P2023-171426A)

【公開日】令和5年12月1日(2023.12.1)

【年通号数】公開公報(特許)2023-226

【出願番号】特願2023-165229(P2023-165229)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30(2006.01)

10

H 10 K 50/86(2023.01)

H 10 K 50/00(2023.01)

H 10 K 59/10(2023.01)

【F I】

G 02 B 5/30

H 10 K 50/86

H 10 K 50/00

H 10 K 59/10

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月29日(2024.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエステルフィルムを含む偏光子保護フィルムであつて、

前記ポリエステルフィルムの遅相軸方向はMD方向と略平行であり、

30

前記ポリエステルフィルムの面内複屈折N<sub>x</sub>yが0.06以上0.20以下であり、

更に、下記(A)又は(B)を満たす、偏光子保護フィルム：

(A)前記ポリエステルフィルムの進相軸方向の屈折率が1.580以上1.630以下である；

(B)前記ポリエステルフィルムの遅相軸方向及び進相軸方向の直角形引裂き法による引裂き強度のうち小さいほうの値が250N/mm以上である。

【請求項2】

前記ポリエステルフィルムのNZ係数が1.5以上2.5以下である、請求項1に記載の偏光子保護フィルム。

【請求項3】

前記ポリエステルフィルムのリタデーションが1500nm以上30000nm以下である、請求項1または2に記載の偏光子保護フィルム。

40

【請求項4】

前記ポリエステルフィルムの厚みが15~60μmである、請求項1~3のいずれかに記載の偏光子保護フィルム。

【請求項5】

前記ポリエステルフィルムの遅相軸方向とMD方向のなす角度が3度以内である、請求項1~4のいずれかに記載の偏光子保護フィルム。

【請求項6】

前記ポリエステルフィルムのMD方向の弾性率が3000MPa以上である、請求項1~

50

5のいずれかに記載の偏光子保護フィルム。

**【請求項 7】**

偏光子の少なくとも一方の面に請求項1～6のいずれかに記載の偏光子保護フィルムが積層された偏光板。

**【請求項 8】**

偏光子の片面に、請求項1～6のいずれかに記載の偏光子保護フィルムが積層され、偏光子のもう一方の面にはフィルムが積層されていない偏光板。

**【請求項 9】**

偏光子の片面に、請求項1～6のいずれかに記載の偏光子保護フィルムが積層され、偏光子のもう一方の面に1/4波長板が積層された偏光板。

10

**【請求項 10】**

請求項7～9のいずれかに記載の偏光板を含む画像表示装置。

**【請求項 11】**

請求項7又は8に記載の偏光板を含む液晶表示装置。

**【請求項 12】**

請求項7～9のいずれかに記載の偏光板を含む有機ELディスプレイ。

**【請求項 13】**

請求項7～9のいずれかに記載の偏光板を含むQLEDディスプレイ。

20

30

40

50